

平成 22 年 3 月 23 日
愛 知 県

技能労務職員等の「業務のあり方」について

(知事部局・病院事業庁・教育委員会・警察本部)

「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」(平成 20 年 3 月策定)において、「技能労務職員等について、平成 21 年度末までを目途に、今後の『業務のあり方』を整理する。」としていましたが、各業務における今後のあり方は下記のとおりです。

記

「業務のあり方」の整理	業 務 内 容
廃止する業務 (県警)	自動車運転業務 (地方機関)
	印刷業務
	電話交換業務
民間への業務委託化を行う業務 (教育)	警備業務
	庁舎運營業務 [庁務員]
	鉱物検量業務
	県有林野地管理補助業務
	施設管理 [電気・営繕]
	看護補助業務 (病院)
	調理業務 (病院・施設)
	調理業務 (特別支援学校 [肢体不自由])
ボイラー業務	
非常勤化する業務 (県警)	自動車運転業務 (特殊車両等)
	看護(介護)補助業務 (施設)
	介護業務 (施設)
	動物飼育業務
	機械操作業務
	試験検査補助業務 [繊維]
	試験・研究補助業務 [林業]
	寮運營業務 [寮務員]
当面は正規職員で行う業務 (非常勤職員を含む体制) (教育)	自動車運転業務 (本庁等)
	動物管理業務
	ほ場・家畜飼養管理業務
	家畜飼養管理業務・草地管理等業務
	環境整備等業務 [用務員]
	調理業務 (定時制高校・特別支援学校 [肢体不自由以外])
	介護業務 (特別支援学校)
	操船業務
(県警) 自動車整備業務	